平成２７年（フ）第２２０８号
横浜市鶴見区生麦５丁目７番42号　エルム宝月202
債務者　星野　正美
成年後見人　俣野　文香
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９３８号
大阪府八尾市老原３丁目40番地の21
債務者　流王　和美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７８号
大阪市東住吉区針中野１丁目15番28―423号
債務者　川北　嘉廣（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０８８号
大阪市天王寺区東高津町５番22号ＮＯＶＡ上町台Ⅲ102号、前住所大阪市此花区島屋３丁目７番４号
債務者　小林　諒子（旧姓内海・高橋）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７号
熊本県水俣市桜井町１丁目４番１号
債務者　笹田眞由美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第４７０号
栃木県さくら市富野岡15番地、前住所栃木県宇都宮市鶴田町620番地　メゾンアーバンＢ棟202
債務者　酒主　智恵
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７８２号
横浜市戸塚区舞岡町1090番地５　実方ハイツ302号、申立時の住所横浜市戸塚区吉田町1846番地７　戸塚ハイツ101号
債務者　長崎　裕美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９４号
神奈川県大和市草柳２丁目３番地２　今野荘101
債務者　岩本　英二
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２８号
横浜市鶴見区生麦４丁目29番13号
債務者　神野　恵子（旧姓三戸）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第７号
北海道天塩郡遠別町字北浜91番地44さくら団地104号、申立時の住所　北海道天塩郡遠別町字本町３丁目53番地
破産者　大柳　哲彦
1　主文　当裁判所が平成27年10月８日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所について「北海道天塩郡遠別町字本町３丁目53番地」とあるのを「北海道天塩郡遠別町字北浜91番地44さくら団地104号、申立時の住所　北海道天塩郡遠別町字本町３丁目53番地」と更正する。
2　決定年月日　平成27年12月４日
旭川地方裁判所稚内支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４９号
福岡県大川市大字下白垣356番地
破産者　有限会社工房橋村
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
群馬県太田市東新町298番地
破産者　有限会社ヤベブラ精工
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５３号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷15番地
破産者　株式会社ＴＧＭ
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５４号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目４番16号
破産者　株式会社ＪＩＧ
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１６０号
福島県会津若松市河東町広田字六丁303番地
破産者　株式会社ジーエイチ・テクノロジー
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４５４号
札幌市中央区南５条東３丁目10番地１
破産者　株式会社フォーチュナー
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０５号
栃木県宇都宮市下栗町2284番地３
破産者　手塚　伸幸
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係